

千葉県福祉サービス第三者評価推進会議設置要綱

令和7年4月1日制定

（目的）

第1条 県は、社会福祉事業のサービスの質を事業者及び利用者以外の公平・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」（以下「第三者評価」という）事業を推進し、もって福祉サービスの向上と利用者の良質なサービスの選択を支援するために千葉県福祉サービス第三者評価推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、以下の業務を行うものとする。

- （1）第三者評価項目、第三者評価基準の策定、改定。
- （2）第三者評価調査員の研修。
- （3）第三者評価機関の認証基準の改定。
- （4）第三者評価事業の普及・推進。
- （5）第三者評価事業に関する苦情等への対応。
- （6）その他、第三者評価の推進に関すること。

（構成）

第3条 推進会議は、座長、委員をもって構成する。

（座長）

第4条 座長は、健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が委員のうちから指名した者が、その職務を代理する。

（委員）

第5条 委員は、児童家庭課長、子育て支援課長、高齢者福祉課長、障害福祉事業課長及び健康福祉指導課長の職にあるものを充てる。

- 2 委員に事故あるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が招集し、議長となる。

2 推進会議は、以下の各号に該当する場合は、第三者評価の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、学識者、福祉サービス事業者、従事者、利用者、第三者評価機関、福祉関係団体及び行政機関等から意見を聞くことができる。

(1) 第三者評価項目、基準の策定、改定を行うとき。

(2) 第三者評価調査員等の養成研修カリキュラム等の策定、改定を行うとき。

(3) 第三者評価機関の認証基準の改定を行うとき。

(4) その他、座長が、専門的見地からの意見聴取が必要と認めたとき。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、健康福祉指導課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。